

申告の際に必要な提出書類

- ① 市民税・県民税の申告書
- ② 市県民・県民税申告書付表（上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用）
- ③ 税務署へ提出された「確定申告書の本人控」の写し
- ④ 上場株式等の配当等がある方は「上場株式等に係る配当等に関する書類」の写し
（上場株式配当等の支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払い通知書、特定口座年間取引報告書など）
- ⑤ 上場株式等の譲渡所得等がある方は「上場株式等の譲渡所得等に関する書類」の写し
（特定口座年間取引報告書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など）

注意事項

- ・この付表は原則として、当該年度の申告期限内に提出してください。ただし、期限後であっても当該年度の納税通知書が送達される日までに提出されたものは有効です。
（納税通知書がすでに送達されている場合は、この申告書は無効となります。）
- ・上場株式等に係る譲渡損失のある方で、所得税とは異なる課税方式を選択した場合、繰越控除期間中は、市民税・県民税の申告の際に「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要です。